平成三十年四月一日施行後の国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抜粋)

(国民健康保険保険給付費等交付金)

- 第七十五条の二 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。
- 2 前項の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付は、都道府県国民健康保険運営方針との整合性を確保して行うよう努めるものとする。

(国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務)

- 第七十五条の七 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において 負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保 険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金 の納付に要する費用を含む。)に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、 年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、当該都 道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。
- 2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)(抜粋)

(国民健康保険保険給付費等交付金)

- 第六条 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金(以下「国民健康 保険保険給付費等交付金」という。) は、普通交付金及び特別交付金とする。
- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、毎年度、当該都道府県内の市町村に対し、 当該市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併 用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護 合算療養費の支給に要する費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計 において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じ、前項の普通交付金(以下こ の条及び第十九条第一号において「普通交付金」という。)を交付するものとする。
- 3 都道府県は、条例で定めるところにより、毎年度、当該都道府県内の市町村に対し、 当該市町村の財政状況その他の事情に応じ、第一項の特別交付金(第六項第三号において「特別交付金」という。)を交付するものとする。

(一般納付金基礎額)

第九条

- 3 第一項第二号イの医療費指数反映係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、当該都道府県内の市町村間における同号ロの年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案し、零以上一以下の範囲内において当該都道府県の知事が定める数とする。
- 5 第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。
 - 一 当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額と して厚生労働省令で定めるところにより算定される額
 - 二 当該年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額 として厚生労働大臣が定める額
- 6 第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、 次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。
 - 一 イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数
 - イ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額
 - (2) 当該年度における当該市町村に係る被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

- ロ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (1) 前項第一号に掲げる額
 - (2) 当該年度における当該都道府県に係る被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数
- 二 次に掲げる数を合算して得た数
 - イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 前号に掲げる数
 - (2) 当該都道府県に係る一般納付金所得割指数
 - ロ (1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等 (令第二十九条の七第二項第六号に規定する固定資産税額等をいう。以下同 じ。)の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前号 イ(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前号ロ(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (3) 一からイ(2)に掲げる数を控除した数
- 7 第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。ただし、当該都道府県の条例で同号イ(2)の一般納付金所得等割合を前項第二号に掲げる数とする場合にあつては、第二号に掲げる数とする。
 - 一 イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数
 - イ 前項第一号イ(2)に掲げる数
 - ロ 前項第一号口(2)に掲げる数
 - 二 次に掲げる数を合算して得た数
 - イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 前号に掲げる数
 - (2) 当該都道府県に係る一般納付金被保険者均等割指数
 - ロ (1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る市町村世帯数
 - (2) 当該年度における当該都道府県内の市町村に係る市町村世帯数の総数
 - (3) 一からイ(2)に掲げる数を控除した数
- 9 第六項第二号イ(2)の一般納付金所得割指数及び第七項第二号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一未満の数であつて、当該都道府県の条例で定める範囲内において当該都道府県の知事が定める数とする。
- (後期高齢者支援金等納付金基礎額)

第十条

- 3 第一項第二号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。
 - 一 当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額
 - 二 当該年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額 として厚生労働大臣が定める額
- 4 第一項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。
 - 一 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数
 - イ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額
 - (2) 前条第六項第一号イ(2)に掲げる数
 - ロ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (1) 前項第一号に掲げる額
 - (2) 前条第六項第一号口(2)に掲げる数
 - 二 次に掲げる数を合算して得た数
 - イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 前号に掲げる数
 - (2) 当該都道府県に係る後期高齢者支援金等納付金所得割指数
 - ロ (1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た 数
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前条第六項第一号イ(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前条第六項第一号口(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (3) 一からイ(2)に掲げる数を控除した数
- 5 第一項第二号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。ただし、当該都道府県の条例で同号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合を前項第二号に掲げる数とする場合にあつては、第二号に掲げる数とする。

- 一 前条第七項第一号に掲げる数
- 二 次に掲げる数を合算して得た数
 - イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 前条第七項第一号に掲げる数
 - (2) 当該都道府県に係る後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
 - ロ (1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 前条第七項第二号口(1)に掲げる数
 - (2) 前条第七項第二号口(2)に掲げる数
 - (3) 一からイ(2)に掲げる数を控除した数
- 7 第四項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得割指数及び第五項第二号イ(2) の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一 未満の数であつて、当該都道府県の条例で定める範囲内において当該都道府県の知事 が定める数とする。

(介護納付金納付金基礎額)

第十一条

- 3 第一項第二号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。
 - 一 当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所 得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額
 - 二 当該年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの 所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額
- 4 第一項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。
 - 一 イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数
 - イ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの 所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額
 - (2) 当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数
 - ロ (1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (1) 前項第一号に掲げる額
 - (2) 当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数
 - 二 次に掲げる数を合算して得た数
 - イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

- (1) 前号に掲げる数
- (2) 当該都道府県に係る介護納付金納付金所得割指数
- ロ (1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの 固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定され る額に前号イ(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前号口(2)に掲げる数を乗じて得た額
 - (3) 一からイ(2)に掲げる数を控除した数
- 5 第一項第二号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。 ただし、当該都道府県の条例で同号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合を前項第二号に掲げる数とする場合にあつては、第二号に掲げる数とする。
 - 一 イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数
 - イ 前項第一号イ(2)に掲げる数
 - ロ 前項第一号口(2)に掲げる数
 - 二 次に掲げる数を合算して得た数
 - イ (1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 前号に掲げる数
 - (2) 当該都道府県に係る介護納付金納付金被保険者均等割指数
 - ロ (1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数
 - (1) 当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者が属する世帯 の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数
 - (2) 当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者が属する世帯の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数
 - (3) 一からイ(2)に掲げる数を控除した数
- 7 第四項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得割指数及び第五項第二号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一未満の数であつて、 当該都道府県の条例で定める範囲内において当該都道府県の知事が定める数とする。